

サイモントン療法セラピスト認定制度について

2021年度改定版

サイモントン療法セラピスト認定制度(以下、認定制度)は、がん患者さんとその家族などに対して、サイモントン療法を健全、かつ適切な状態で用いて、カウンセリングやグループワーク、レクチャー、メディテーション等を提供できる人材の育成を目的としています。

この認定制度で特に重要視されることは、セラピスト自身が深くサイモントン療法を理解し、自身の人生や生き方にサイモントン療法を健全な状態で活用している姿勢です。これは、がんという人生の大きなターニングポイントにいる患者さんに、より良いサポートを提供するという責任において、提供する側のサイモントン療法に対する理解度、習熟度が何より大切であると考えているからです。日ごろの態度(あり方)や雰囲気、自分自身の人生に取り組む姿勢、ビリーフワーク(信念書き換えのエクササイズ)の実践など、その人となりが総合的に判断されることをご理解ください。

また、この認定制度は、現在有しているあらゆる資格や免許、職業等にとらわれることなく、全ての方々に認定取得の機会が平等に提供されています。

認定試験はサイモントン療法ベーシックプログラム、およびインターンプログラムで実施されます。

認定制度は下記の3段階に分かれています。(サイモントン・インターナショナルによる統一規格)

認定資格	認定レベル
サイモントン療法認定トレーナー	レベル3:上級
サイモントン療法認定スーパーバイザー	レベル2:中級
サイモントン療法認定カウンセラー	レベル1:初級

全ての認定レベルにおいて、認定取得後、認定者として不適格であると判断される行為及び姿勢が認められた場合、当法人で定める倫理規定に違反した場合、法令に違反する行為が認められた場合、また、サイモントン療法 および NPO法人サイモントン療法協会の信用、及び名誉を著しく傷つける行為等が認められた場合には、認定を取り消す場合があります。

サイモントン療法認定カウンセラー審査について

サイモントン療法認定カウンセラーとは、サイモントン療法の各トピックに精通し、第三者に対してサイモントン療法を用いた個人カウンセリングが適切に行えると判断されたものに与えられる資格である。

■認定試験受験に際して、下記条件を満たすこと

- ① サイモントン療法協会が主催するレギュラープログラム(ベーシックプログラム、インターンプログラム、およびオンラインプログラム)にインターンとして5年間に3回以上参加し、2枚以上の参加証を得ていること(3回目の参加から認定試験を受験することができる)
- ② 3回中1回以上、サイモントン療法ベーシックプログラムに参加し、参加証を得る(見込み)であること
- ③ サイモントン療法オンラインプログラムの参加証は1枚までをカウント上限とする

※認定試験はサイモントン療法レギュラープログラム(下記に示した3つのプログラム)にて実施される。

- サイモントン療法ベーシックプログラム : 6日間の滞在型プログラム
- サイモントン療法インターンプログラム : 5か月間の通学型プログラム
- サイモントン療法オンラインプログラム : 4か月間等のオンライン型プログラム



■上記の条件を満たしたものは、第一次試験(書類審査)のために下記書類を提出すること

- ① 願書(志望理由書)
- ② 履歴書(サイモントン療法協会が定めた様式の書類に必要事項を記入)
- ③ 認定試験受験に際しての自己チェックリスト(サイモントン療法協会が定めた様式の書類に必要事項を記入)
- ④ レポート:「執着」「内なる叡智」「死生観」についてレポート(各 A4サイズ1枚、1,600~2,400文字程度ずつ)
- ⑤ 自分自身のビリーフワーク:自分が実際に取り組んだビリーフワーク1部(A4サイズ1枚程度)
- ⑥ 参加証(サイモントン療法レギュラープログラム全日程の履修証明書)のコピー2枚
- ⑦ 認定試験受験料:5,500円(税込)の振込を証明するもの(コピー可)

※上記を期限内(プログラムにより別途定める)に提出したものが、第一次試験を受験することができる。



■第一次試験に合格した者は、プログラム中に行われる第二次試験(実技審査)を受けることができる

- ① カウンセリングデモンストレーションで、第三者に対してビリーフワークを用いた個人カウンセリングが適切に行えるかを確認する。
 - ② プログラム中の言動やプログラム全般およびスモールグループなどへの参加姿勢、サイモントン療法プログラム、およびサイモントンカウンセリング理念の理解度、カウンセラーとしての資質等を確認する。
- 受験者は、認定試験が行われるプログラムの全日程に参加することが義務付けられる。
 - 評議委員が受験者の様子を観察し、総合的に審査をおこなう。認定評議会にて、総点10点中7点以上を獲得した者に認定を授与する。結果はプログラム中に発表する。



認定を受けた者は、サイモントン療法認定カウンセラーとして、NPO 法人サイモントン療法協会に登録し、「サイモントン」の名称(「サイモントンプログラム」「サイモントン療法」「サイモントンカウンセリング」等)を使用して第三者に個人カウンセリングを実施する事ができる(サイモントン療法と銘打ったグループワーク、およびレクチャーを実施することはできない)。また、認定資格に有効期限はないが、クオリティー・コントロールを目的として、NPO 法人サイモントン療法協会が実施するレギュラープログラム、研修への参加等が義務付けられる。(認定要綱に準ずる)

サイモントン療法認定スーパーバイザー審査について

サイモントン療法認定スーパーバイザーとは、サイモントン療法のプログラム全般に精通し、サイモントン療法のスモールグループワーク(6～7名のグループワーク)のファシリテーション、認定カウンセラーおよびインターンの指導・監督(部分的)が適切に行えると判断されたものに与えられる資格である。

■認定試験受験に際して、下記条件を満たすこと

- ① サイモントン療法認定カウンセラーの資格を有していること
- ② 認定カウンセラー資格取得後、ベーシックプログラムおよびその他のレギュラープログラムに5年間に3回以上、スタッフとしてプログラムの全日程に参加していること
- ③ サイモントン療法カウンセリングを第三者に対して実施し、安定した結果と実績を出していること
- ④ サイモントン療法関連行事の運営および開催に、積極的に関わっていること

※認定試験はサイモントン療法レギュラープログラム(下記に示した3つのプログラム)にて実施される。

- サイモントン療法ベーシックプログラム : 6日間の滞在型プログラム
- サイモントン療法インターンプログラム : 5か月間の通学型プログラム
- サイモントン療法オンラインプログラム : 4か月間等のオンライン型プログラム



■上記の条件を満たしたものは、認定審査のために下記書類を提出すること

- ① 願書(志望理由書)
- ② 履歴書(サイモントン療法協会が定めた様式の書類に必要事項を記入)
- ③ レポート:サイモントン療法を用いた個人カウンセリングのケースレポート1例(2,400文字程度)
- ④ 認定試験受験料:5,500円(税込)の振込を証明するもの(コピー可)
 - 上記の書類を期限内(プログラム開始日の14日前必着)に提出したものが、認定試験を受けることができる。
 - 受験者は、認定試験が行われるプログラムの全日程に参加することが義務付けられる。



■認定審査

- ① インターンのスモールグループファシリテーターを担当し、そのグループを安全に、かつ的確に気づきと学びに導くファシリテーションが行えること。また、グループのインターンを適切に指導・監督ができているかを確認する。
- ② プログラム中の言動や参加姿勢、サイモントン療法プログラム、およびサイモントンカウンセリング理念の理解度、スーパーバイザーとしての資質等を確認する。

※評議委員が受験者の様子を観察し、総合的に審査をおこなう。認定評議会にて、総点10 中点7 点以上を獲得した者に認定を授与する。結果はプログラム中に発表する。



認定を受けた者は、サイモントン療法認定スーパーバイザーとして、NPO 法人サイモントン療法協会に登録し、「サイモントン」の名称(「サイモントンプログラム」「サイモントン療法」「サイモントンカウンセリング」等)を使用して個人カウンセリングとスモールグループワークのファシリテーションを行う事ができる。

認定資格に有効期限はないが、クオリティー・コントロールを目的として、NPO 法人サイモントン療法協会が実施するレギュラープログラム、研修への参加等が義務付けられる。(認定要綱に準ずる)

サイモントン療法認定トレーナー審査について

サイモントン療法認定トレーナーとは、サイモントン療法のすべてに精通し、サイモントン療法ベーシックプログラム、インターンプログラム、オンラインプログラムを提供する実力を持ち、かつ、すべての認定セラピストおよびインターンの指導・監督が適切に行えると判断されたものに与えられる資格である。

■認定試験受験に際して、下記条件を満たすこと

- ① サイモントン療法認定スーパーバイザーの資格を有していること
- ② 認定スーパーバイザー資格取得後、ベーシックプログラムおよびその他のレギュラープログラムに5年間に3回以上、スタッフとしてプログラムの全日程に参加していること
- ③ サイモントン療法スモールグループ・ファシリテーションを行い、安定した結果と実績を出していること
- ④ NPO 法人サイモントン療法協会の運営、および関連行事の運営および開催に、積極的に関わっていること

※認定試験はサイモントン療法レギュラープログラムにて実施される。



■上記の条件を満たしたものは、認定審査のために下記書類を提出すること

- ① 願書(志望理由書)
 - ② 履歴書および志望動機(サイモントン療法協会で定めた様式の書類に必要事項を記入)
 - ③ レポート:サイモントン療法を用いたグループワークのケースレポート1例(2,400文字程度)
 - ④ 認定試験受験料:5,500円(税込)の振込を証明するもの(コピー可)
- 上記の書類を期限内(プログラム開始日の14日前必着)に提出したものが、認定試験を受けることができる。
 - 受験者は、認定試験が行われるプログラムの全日程に参加することが義務付けられる。



■認定審査

- ① 参加者に安心感、信頼感およびモチベーションを与えながら、全体を安定して適切にリードできるかを確認する。
- ② プログラムの講義部分(メディテーションを含む)を2コマ担当して、手順、講義内容全般、トピックの主要部分の解説等が適切に行われているかを確認する。
- ③ 患者グループのスモールグループファシリテーターを認定トレーナーとともに担当し、そのグループを安全に、かつ的確に気づきと学びに導くファシリテーションが行えるかを確認する。
- ④ プログラム全般の円滑な運営に適切に関わっているかを確認する。
- ⑤ プログラム中の言動や参加姿勢、サイモントン療法プログラム、およびサイモントンカウンセリング理念の理解度、トレーナーとしての資質等を確認する。

※評議委員が受験者の様子を観察し、総合的に審査をおこなう。認定評議会にて、総点10点中7点以上を獲得した者に認定を授与する。結果はプログラム中に発表する。



認定を受けた者は、サイモントン療法認定トレーナーとして、NPO 法人サイモントン療法協会に登録し、「サイモントン」の名称(「サイモントンプログラム」「サイモントン療法」「サイモントンカウンセリング」等)を使用して個人カウンセリングとスモールグループワークのファシリテーション、およびグループ療法等のプログラムを開催する事ができる。

認定資格に有効期限はないが、クオリティー・コントロールを目的として、NPO 法人サイモントン療法協会が実施するレギュラープログラム、研修への参加等が義務付けられる。(認定要綱に準ずる)